

## *PwC Tax Insight (No.02/2019)*

# 商業銀行の合併、事業譲渡による企業結合を促進するための勅令が施行

Issue 22 Feb 2019

**pwc**

.....  
商業銀行の合併、事業譲渡による企業結合を促進するための税務恩典を定めた勅令第 677 号が施行されました。  
.....

商業銀行の合併、事業譲渡による企業結合を促進するための税務恩典を定めた勅令第677号が、2019年2月20日に官報に公布され、2019年2月21日より施行されました。

勅令第677号の主な内容は、以下の通りです。

当該勅令における「商業銀行」とは、金融機関を規定する法律に基づき事業を行うタイの金融機関であり、外国銀行の支店は含まれません。

### 税務恩典の内容

1. 商業銀行の株主  
商業銀行の個人および法人株主が、商業銀行の合併または全部事業譲渡により、商業銀行に対する投資金額を上回る利得を得たことにより生じる課税に対する免除が認められます。
2. 商業銀行
  - 2.1 商業銀行の合併または全部事業譲渡により生じた課税所得に対する法人所得税、収入に対する特定事業税および課税文書の作成に対する印紙税が免除されます。
  - 2.2 商業銀行の部分事業譲渡により発生した課税標準に対する付加価値税、収入に対する特定事業税および課税文書の作成に対する印紙税が免除されます。

注記) 上記1、2.1および2.2の免税措置は、2018年4月17日から2019年12月31日の間に、タイ中央銀行より合併、全部事業譲渡または部分事業譲渡の承認を受けた商業銀行およびその株主に適用されます。なお、適用に当たっては、2021年12月31日までに、その合併、全部事業譲渡または部分事業譲渡が完了されなければなりません。

### 2.3 追加所得控除の対象となる費用

合併または事業譲渡後の商業銀行の資産規模に応じて、以下の(i)、(ii)および(iii)の費用に対して、追加所得控除が与えられます。

(i) コンピュータープログラムまたは建物 (Permanent building) に対する投資により発生する費用 (土地および住居用として使用される建物は除く)\*。

(ii) コンピュータープログラムまたは商業銀行に関連する販売契約、リース契約、請負契約もしくはメンテナンス契約の取消または改定により発生する費用。

(iii) 合併、全部事業譲渡または部分事業譲渡を行ったことにより発生する機械、部品、設備および家具・備品の廃棄に関連する費用。

- 合併または事業譲渡後の資産が4兆バーツ以上の商業銀行に対しては、100%の追加所得控除
- 合併または事業譲渡後の資産が3兆バーツ以上4兆バーツ未満の商業銀行に対しては、75%の追加所得控除
- 合併または事業譲渡後の資産が2兆バーツ以上3兆バーツ未満の商業銀行に対しては、50%の追加所得控除
- 合併または事業譲渡後の資産が1兆バーツ以上2兆バーツ未満の商業銀行に対しては、25%の追加所得控除

上記の費用は、合併日または事業譲渡日から2022年12月31日までに支出される必要があります。これらの追加所得控除に関する基準、方法および条件は、歳入局長官により規定されます。

\*コンピュータープログラム、建物 (Permanent building) に対する投資により発生する費用に対して追加所得控除を適用するには、以下1および2の要件を満たす必要があります。

1. コンピュータープログラムは、過去に使用されていないもの。

2. コンピュータープログラムおよび建物 (Permanent building) は、2022年12月31日までに使用できる状況にあり、かつ、歳入局より発行されている税務恩典が、それらの資産に対して、全部または部分的にでも適用されていないこと。

各会計年度において、商業銀行が、上記および今後発行される追加所得控除の条件を満たさない場合には、追加所得控除を受ける権利は、最初に適用を受けた会計期間に遡って取り消されます。この場合、適用を受けていた会計期間にかかる税務申告書は、再申告が必要になります。なお、追加所得控除にかかる資産が売却、損傷または存在しないこととなったことにより条件を満たさない場合には、追加所得控除は、これらの事象が発生した会計年度以降、適用することはできません。この場合、すでに適用済みの追加所得控除の再計算を行う必要はありません。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers  
(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

Orawan Fongasira Nopajaree Wattananukit	<u>日本企業部</u> (Direct Telephone)
	魚住 篤志(0 2844 1157/Mobile:08 18220338) <a href="mailto:atsushi.uozumi@pwc.com">atsushi.uozumi@pwc.com</a>
	武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) <a href="mailto:jun.takebe@pwc.com">jun.takebe@pwc.com</a>
	桑木 愛子(0 2844 1186/Mobile:08 18633101) <a href="mailto:aiko.kuwaki@pwc.com">aiko.kuwaki@pwc.com</a>
	熊崎 裕之(0 2844 1269/Mobile:08 845554601) <a href="mailto:kumazaki.hiroyuki@pwc.com">kumazaki.hiroyuki@pwc.com</a>
	名賀石 樹 (0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014) <a href="mailto:tatsuki.nakaishi@pwc.com">tatsuki.nakaishi@pwc.com</a>
	松下駿太郎(0 2844 1466/Mobile:09 82821372) <a href="mailto:matsushita.shuntaro@pwc.com">matsushita.shuntaro@pwc.com</a>
森岡 青紀 (0 2844 2102/Mobile:06 26032435) <a href="mailto:aoki.morioka@pwc.com">aoki.morioka@pwc.com</a>	
玉木 寿典 (0 2844 1470/Mobile:06 55109668) <a href="mailto:tamaki.toshinori@pwc.com">tamaki.toshinori@pwc.com</a>	

\* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号：(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

© 2019 PwC. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC Thailand, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 157 countries with more than 223,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at [www.pwc.com/th](http://www.pwc.com/th).